

申請書の添付書類の簡素化について

1. 提出資料

現行制度上、適格消費者団体及び適格消費者団体の認定を受けようとする団体が消費者庁に対して提出しなければならない書類は以下のとおりである。

(1) 認定（更新を含む。）に係る書類の提出

消費者契約法第 14 条に基づき適格消費者団体の認定を受けようとする場合において提出しなければならない書類等は参考資料 1 のとおりである。

更新においては、認定時と同様の書類の提出が必要となるが、既に変更届を提出している書類については、省略することを認めている（消費者契約法第 17 条第 6 項。参考資料 2 参照）。

なお、認定・更新とも、これらの書類の他、申請書（A 4 サイズで 1 枚程度のもの）の提出が必要とされている。

(2) 変更の届出

消費者契約法第 18 条に基づき、消費者契約法 14 条に基づき提出している書類に記載した事項に変更があったときは、届出書を遅滞なく提出することが必要とされている。

なお、提出に際してはすべての資料を提出するのではなく、変更があった事項に関する資料を提出している。

(3) 財務諸表等の提出

消費者契約法第 31 条第 6 項に基づき、毎事業年度終了後 3 月以内に参考資料 3 の書類を提出することが必要とされている。

2. 提出資料の簡素化に関する対応策

適格消費者団体から提出される書類については、その量が膨大で団体にとって負担が多く、また提出される書類には誤謬及び添付漏れ等も散見される。

このような状況を踏まえ、団体の事務処理を軽減する方策として以下のとおり対応することとしてはどうか。

① 認定・更新時における活動実績に関する書類の取扱

申請時において、最も量が膨大であると思料される「不特定かつ多数の消費者の利益を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類」（消費者契約法第 14 条第 2 項第 2 号）について、すべての書類を提出するのではなくより簡略化した概要版を提出することとしてはどうか。

なお、概要版の記載内容としては、活動ごとにその時期及び概要を記載することとし、特に、事業者の不当な行為に対する改善の申入れに関しては、事案の概要並びに申入れ及びこれに対する事業者の対応状況等を記載することが考えられるのではないか。

また、概要版の記載内容等についてもガイドラインにて明らかにしてはどうか。

ガイドライン

2. 特定適格消費者団体の認定

(2) 団体の目的及び活動実績（法第 13 条第 3 項第 2 号）

ア 団体の目的

なお、同号に規定する「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」には、「消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の防止及び救済のための活動」のほか、消費生活に関する意見の表明、消費者に対する啓発及び教育その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための活動が含まれる。活動を例示すると、次のとおりである。

- ① 法第 13 条第 3 項第 5 号イに規定する消費生活相談、助言及びあっせん
- ② いわゆる 110 番活動（消費生活相談や情報の収集及び提供等を目的として電話又はインターネットその他の手段により行うもの）
- ③ 消費生活に関する情報の分析、評価及び提供
- ④ 消費者啓発のための教材、パンフレット又はリーフレット等の開発又は作成
- ⑤ 学校、地域等において行われる消費者教育への協力
- ⑥ 消費者被害の救済結果に関する事例集の作成及び公表
- ⑦ 消費者被害の防止に関する研修会、講演会、シンポジウム又はセミナーの実施
- ⑧ 事業者の不当な行為に対する改善の申入れ
- ⑨ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 60 条に基づく主務大臣に対する申出など、事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れ
- ⑩ 消費生活に関する事項について事業者又は国若しくは地方公共団体との間で行う意見交換
- ⑪ 消費生活に関する意見の表明又は政策提言

ウ 申請書の添付書類

活動実績に関し、法第 14 条第 2 項第 2 号にいう「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類」としては、消費生活相談や 110 番活動の結果報告書、消費生活に関する情報の分析及び評価の結果を記載した書面、消費者啓発のために開発又は作成された教材等、消費者被害の救済結果に関する事例集又は出版物、研修会・講演会・シンポジウム又はセミナーの講演録又は報告書、事業者に対する改善の申入書及びこれに対する事業者からの回答書、事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れに関する書面、消費生活に関する意見の表明又は政策提言に関する書面等の当該活動の内容を記載した書類とともに、それらの書類の記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて署名又は記名押印した書面など）を提出しなければならないこととする。

② 事務マニュアル等の整備

消費者庁への提出資料について、書式を内閣府令又はガイドラインの中に位置付けて統一するとともに、提出資料の一覧表、書き方の事例及び書式等が記載された事務マニュアル等を整備してはどうか。（参考資料 1 の 2 ページ以降及び参考資料 2 の 2 ページ以降）

（了）